

日本認知神経科学会 会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 当会は、日本認知神経科学会と称する。

英文名称を The Japanese Society of Cognitive Neuroscience とする。

（事務所）

第2条 当会は、事務所を理事長の定めるところに置く。

（目 的）

第3条 当会は、認知神経科学およびその関連領域に関する研究等についての発表、および協力、ならびに知識の交換および教育普及を行い、もって学問の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会等の開催
- (2) 学術誌等の刊行
- (3) 国内外の関連学術団体との連絡および提携
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（会 員）

第5条 当会の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
当会の目的に賛同協力する国内外の医師、研究者および科学技術者。但し、科学技術者とは、大学卒業もしくはそれに準ずる学識を有する者とする。
- (2) 購読会員
当会の目的に賛同協力する国内外の個人、団体で、当会の発行する機関誌の配布を受ける。
- (3) 特別名誉会員
当会のために特別の功績があり、原則として学術集会会長または理事長を務めた者で、理事会で推薦され評議員会で承認を得た者とする。
- (4) 名誉会員

当会のために功績があり、原則として学術集会会長または理事を務めた者で、理事会で推薦され評議員会で承認を得た者とする。

(5) 学生会員

大学、大学院在学中の学生で、当会の目的に賛同協力する者とする。

(入 会)

第6条 当会の会員になろうとする者は、当会の様式に従い入会の申し込みをし、事務所に届け出なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、当会の目的を達成するために必要な経費として、会費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、失踪宣告または法人の解散
- (2) 3年分以上の会費滞納
- (3) 退会
- (4) 除名
- (5) 総評議員の同意

(退 会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、会費完納の上、その年度末までに所定の退会届に必要事項を記載し、当会事務所に通知しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、本会則または規則等に違反し、または当会の名誉を棄損し、もしくは目的に反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるときは、評議員会の決議により除名することができる。

- 2 除名の決議が成立した場合は、除名決議を受けた当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格に伴う権利)

第11条 正会員、特別名誉会員、名誉会員、学生会員は、学術集会および機関誌に業績を発表することができる。

- 2 会員は、機関誌の優先配布を受けることができる。

(資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当会对する会員としての資格を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 当会は、各会員の氏名および住所を記載した会員名簿を作成する。

2 各会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所あるいは会員が当会に通知した居所にあてて行う。

(会員に関する事項)

第14条 その他会員に関する事項は別に定める会則施行細則による。

第3章 評議員

(評議員資格)

第15条 当会に評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から選任する。

3 評議員の定年は75歳とし、75歳になる当該年度末で退任とする。

4 評議員の資格および選出方法等、評議員に関する事項は別に定める会則施行細則による。

(評議員の資格喪失)

第16条 評議員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第8条に規定する会員資格の喪失

(2) 辞任

(3) 総評議員の同意

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の除名

(2) 理事および監事の選任または解任

- (3) 会則の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) 理事会から特に決議を委任された事項
- (6) その他、会則で定められた事項

(開 催)

第 19 条 評議員会は、定時および臨時の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から 6 か月以内に招集し、臨時評議員会は必要に応じて招集する。

(招集手続)

第 20 条 評議員会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、他の理事がこれにあたる。

- 2 理事長に対し、評議員の 10 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項と理由を記した書面をもって評議員会の開催を求められたときは、理事長はすみやかに臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、会の開催日より 2 週間前までに評議員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項の書面による通知に代え、当該評議員の事前の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 前各項にかかわらず、評議員会は、総評議員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれにあたる。

(議決権)

第 22 条 評議員会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 23 条 評議員会の決議は、出席評議員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う（以下「特別決議」という）。
 - (1) 評議員の除名
 - (2) 理事および監事の解任
 - (3) 会則の変更

(4) 解散

- 3 特別名誉会員および名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第24条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知により提案された事項について、書面または電磁的記録をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により行使した議決権は、出席した評議員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第25条 あらかじめ通知により提案された事項について、書面または電磁的記録により評議員全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第26条 評議員は、当会の評議員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、評議員会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(通知および評議員会議事録)

第27条 評議員会の議事の要領および議決した事項は、評議員全員に通知する。

- 2 評議員会の議事については、書面または電磁的記録による議事録を作成し、議長が署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(設置)

第28条 当会に次の役員を置く。

理事長1名

理事若干名

監事2名以内。

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長をもって会の代表とする。

(選任)

第29条 理事および監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長は、理事の中から理事会の決議により選任する。
- 3 理事と監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

- 2 理事長は、当会を代表し、その職務執行を統括する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、当法人の業務および財産の状況を調査し、各事業年度における計算書類および事業報告書等を監査する。
- 3 監事は、評議員会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第32条 理事および監事の任期は、選任後3年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期満了時までとする。
- 4 増員として選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が3年に満たないときは、選任後3年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。
- 5 理事または監事は、定数に満たない場合、任期満了または辞任により退任した後も新たな選任者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 6 理事の定年は70歳とし、70歳になる当該年度末で退任とする。
- 7 監事の定年は75歳とし、75歳になる当該年度末で退任とする。

第6章 理事会

(設置)

第33条 当会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長の選任および解任

- (4) 会則の制定、変更および廃止
- (5) その他会則で定められた事項

(開 催)

第 35 条 通常理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、あるいは理事または監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったときに開催する。

(招集手続)

第 36 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに理事および監事に招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の書面による通知に代え、当該理事の事前の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 前各項にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第 38 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の事項の目的である事項について、書面または電磁的記録により理事全員が同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 前 2 項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、書面または電磁的記録による議事録を作成し、出席した理事長および監事がこれに署名または記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置く。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 40 条 当会の事業を遂行するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学術経験者の中から理事会の決議により選任する。
- 3 委員会の名称、任務、構成および業務遂行に必要な事項は、理事会の決議により定める。

第8章 学術集会

(学術集会)

第41条 当会は、会員が自由に研究成果を発表する場として、学術集会を開催する。

(開催)

第42条 学術集会は学術集会会長が主催し、原則として毎年1回、事業年度終了後6か月以内に開催する。

- 2 その他、学術集会の運営に関する事項は、理事会の決議により定める。

第9章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第43条 当会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(個人情報の保護)

第44条 当会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 計算

(事業年度)

第45条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告および決算)

第46条 理事長は、毎事業年度終了時に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算報告書

(事業計画および収支予算)

第 47 条 当会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行する。

3 前項により執行された収入および支出は、新たに成立した予算の一部とみなす。

(余剰金の処分制限)

第 48 条 当会は、余剰金の分配は行わない。

第 11 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第 49 条 本会則は、評議員会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第 50 条 当会は、評議員会の特別決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 当会が清算するときに有する残余財産は、会員に分配しない。

2 前項の残余財産は、評議員会の決議を経て、処分する。

第 12 章 附 則

(規則および細則)

第 52 条 本会則の施行に必要な細則は、評議員会の決議によりこれを定める。

2 当会の事業遂行に必要な規則は、理事会の決議によりこれを定める。

以上